

○恵庭市子ども医療費助成に関する条例

昭和48年9月26日

条例第35号

改正 昭和52年10月7日条例第21号

昭和53年12月19日条例第39号

昭和57年12月20日条例第24号

昭和59年3月27日条例第3号

昭和59年10月8日条例第20号

平成6年3月30日条例第3号

平成6年12月28日条例第22号

平成7年10月9日条例第23号

平成12年12月13日条例第33号

平成13年3月30日条例第9号

平成14年9月30日条例第22号

平成16年6月25日条例第15号

平成18年9月28日条例第24号

平成20年2月29日条例第4号

平成21年2月27日条例第7号

平成24年3月1日条例第2号

平成25年3月25日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、子ども医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進をはかることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「子ども」 出生してから満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間にある者をいう。
- (2) 「保護者」 子どもの親権を行う者、後見人その他の者で現に子どもを監護する者をいう。

- (3) 「医療保険各法」 次の各号に掲げる法律をいう。
- ア 健康保険法(大正11年法律第70号)
 - イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)
 - ウ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
 - エ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
 - オ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
 - カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (4) 「附加給付」 医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において附加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により附加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。
- (5) 「医療費」 子どもの疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が医療保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額)が当該医療に要する費用に満たないときの、その満たない額をいう。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、その額をその満たない額から控除した額をいう。
- (6) 「一部負担金」 規則で定める一部負担金をいう。
- (7) この条例において「基本利用料」とは、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に、同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。
- (8) この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

(受給資格者)

第3条 この条例に定める受給の対象となる者(以下「受給資格者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、かつ、恵庭市の区域内に住所を有する世帯に属する子ども又は国民健康保険法第116条の2の規定により、恵庭市が行う国民健康保険の被保険者とされた子どもとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている者
- (3) 所得の額が規則で定める額以上である保護者(子どもの生計を主として維持する者に限る。)に監護されている者

(受給資格者の認定)

第4条 保護者は、市長に受給資格者の認定申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき、この条例に定める受給資格者と認定したときは、申請者に受給者証を交付しなければならない。

(助成の範囲)

第5条 市長は、受給資格者に係る医療費(満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては入院及び指定訪問看護に係るものに限る。)から受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額及び附加給付される額を控除して得た額(以下「助成額」という。)を保護者に対して助成する。

2 市長は、第2条第7号に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

(助成の方法)

第6条 医療費の助成は、市長がその助成する額を医療保険各法の規定により指定を受けた病院、診療所、薬局その他のものに支払うことにより行うものとする。

2 市長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず保護者からの申請に基づき助成を行うことができる。

3 前項の申請期間は、医療を受けた日の属する月の末日の翌日から起算して3年以内とする。

(届出の義務)

第7条 受給資格者が、その資格を喪失したとき又は届出事項に変更があったときは、保護者は、その旨速やかに市長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な行為により、第5条に定める助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和48年10月1日から施行する。
(恵庭市乳幼児医療費の助成に関する条例の廃止)
- 2 恵庭市乳幼児医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第14号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
(経過規定)
- 3 旧条例の規定に基づいて行なわれた手続その他の行為又は交付すべきであった医療費については、なお従前の例による。

附 則(昭和52年10月7日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和52年11月1日から施行する。
(経過規定)
- 2 改正前の条例の規定に基づいて行われた手続その他の行為又は交付すべきであった医療費については、なお従前の例による。

附 則(昭和53年12月19日条例第39号)

この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則(昭和57年12月20日条例第24号)

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の恵庭市乳幼児医療費助成に関する条例の規定は、この条例施行の日以後の医療費にかかる助成金の支給について適用し、同日前の医療費にかかる助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則(昭和59年3月27日条例第3号)

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の恵庭市乳幼児医療費助成に関する条例の規定は、この条例施行の日以後の医療費にかかる助成金の支給について適用し、同日前の医療費にかかる助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則(昭和59年10月8日条例第20号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の老人医療費の助成に関する

条例、重度心身障害者並びに母子家庭等の母及び児童の医療費の助成に関する条例並びに
恵庭市乳幼児医療費助成に関する条例(以下「改正後の各条例」という。)の規定は、昭和
59年10月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

- 2 改正後の各条例の規定は、適用日以後に診療した医療費について適用し、同日前に診療した医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成6年3月30日条例第3号)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の恵庭市乳幼児医療費助成に関する条例の規定は、この条例施行の日以後に診療した医療費に係る助成金の支給について適用し、同日前に診療した医療費に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成6年12月28日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の恵庭市乳幼児医療費助成に関する条例の規定は、この条例施行の日以後に診療した医療費に係る助成金の支給について適用し、同日前に診療した医療費に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

(標準負担額に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例の規定による改正後の条例第2条中「健康保険法第43条の17第2項に規定する標準負担額」とあるのは、「600円(健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額)」とする。

附 則(平成7年10月9日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成7年4月1日から適用する。ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神病院及び指定病院並びに結核予防法による結核療養所への入所については、平成7年7月1日から適用する。

附 則(平成12年12月13日条例第33号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月30日条例第9号)抄

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の恵庭市乳幼児医療費助成に関する条例第3条第2項の規定は、平

成13年10月1日から施行する。

- 3 平成13年3月31日以前に、現にこの条例による改正前の恵庭市乳幼児医療費助成に関する条例第5条の規定により受給資格を有していた者に係る助成については、この条例による改正後の恵庭市乳幼児医療費助成に関する条例第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正後の恵庭市乳幼児医療費助成に関する条例第5条第1号の規定は、施行日以後に診療した医療費について適用し、同日前に診療した医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成14年9月30日条例第22号)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の老人医療費の助成に関する条例、恵庭市乳幼児医療費助成に関する条例及び重度心身障害者並びに母子家庭等の母及び児童の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例施行の日以後に診療した医療費に係る助成金について適用し、同日前に診療した医療費に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成16年6月25日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。
- (適用区分)
- 2 この条例による改正後の恵庭市乳幼児医療費助成に関する条例の規定は、この条例施行の日以後に診療した医療費に係る助成金の支給について適用し、同日前に診療した医療費に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月28日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
- (適用区分)
- 2 この条例による改正後の恵庭市乳幼児医療費助成に関する条例の規定は、この条例施行の日以後に診療した医療費に係る助成金の支給について適用し、同日前に診療した医療費に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成20年2月29日条例第4号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月27日条例第7号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月1日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。ただし、第1条中恵庭市乳幼児医療費助成に関する条例第3条第2号の改正規定(「(知的障害児通園施設に通所している者を除く。)」を削る部分に限る。)及び第2条中重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条第2号の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の恵庭市乳幼児等医療費助成に関する条例及び恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、平成24年8月1日以後に診療した医療費に係る助成金の支給について適用し、同日前に診療した医療費に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月25日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の恵庭市子ども医療費助成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による子ども医療費の助成に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、施行日以後に診療した医療費に係る助成金の支給について適用し、同日前に診療した医療費に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

(恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

- 4 恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第36号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

○恵庭市子ども医療費助成に関する条例施行規則

昭和48年10月2日

規則第17号

改正 昭和53年4月19日規則第13号

昭和58年4月1日規則第10号

昭和59年3月27日規則第5号

平成元年1月8日規則第3号

平成4年3月31日規則第8号

平成5年3月30日規則第12号

平成6年3月30日規則第1号

平成6年12月28日規則第18号

平成7年10月9日規則第31号

平成13年3月30日規則第10号

平成14年9月30日規則第30号

平成16年6月25日規則第17号

平成17年2月23日規則第6号

平成18年9月28日規則第32号

平成20年3月13日規則第3号

平成20年8月1日規則第22号

平成21年10月30日規則第32号

平成24年3月30日規則第18号

平成24年6月1日規則第28号

平成25年4月1日規則第11号

平成28年4月1日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、恵庭市子ども医療費助成に関する条例(昭和48年条例第35号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第6号に規定する一部負担金)

第1条の2 条例第2条第6号に規定する規則で定める一部負担金の額は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第67条第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他同法に規定する後期高齢者医療被保険者が同法の規定により

負担すべき額(基本利用料及び食事療養標準負担額を除く。)に相当する額から、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。

- 2 前項の場合における高額療養費の算定に係る高額療養費算定基準額については、令第14条第1項の場合においては、令第15条第1項及び第2項に定める者の区分にかかわらず、44,400円とし、令第14条第3項の場合においては、令第15条第3項に定める者の区分にかかわらず、12,000円とする。
- 3 受給資格者が満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの場合又はその属する世帯員全員(生計を主として維持する者を含む。)が市町村民税非課税である場合は、前2項の規定にかかわらず、受給資格者の一部負担金の額は、次の各号に掲げる初診時一部負担金とする。

(1) 医科診療 初診1件につき580円

(2) 歯科診療 初診1件につき510円

(一部負担金と基本利用料の合算)

第1条の3 受給資格者が条例第2条第7号に規定する基本利用料を負担した場合における前条第1項の一部負担金の額については、当該基本利用料を加算した額で算定するものとする。

(条例第3条第3号に規定する所得の額等)

第2条 条例第3条第3号に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法は、別表によるものとする。

(受給資格者の認定申請)

第3条 条例第4条第1項の規定により認定申請をしようとする者は、子ども医療費受給資格認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 医療保険各法による被保険者又は被扶養者たることを証する書類(以下「被保険者証等」という。)

(2) 条例第3条第3号に規定する保護者の所得の状況を明らかにする書類

(3) 第1条の2第3項に規定する受給者が属する世帯員全員が市町村民税非課税にある場合にあつては、世帯員全員が市町村民税非課税であることが確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、認定申請書に添付すべき書類の内容が公簿等によつ

て確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。
(受給資格者の登録及び受給者証の交付)

第4条 市長は、前条の規定により認定した者については子ども医療費受給資格者台帳(様式第2号)に登録のうえ子ども医療費受給者証(様式第3号。以下「受給者証」という。)を交付するものとし、認定しない者については子ども医療費受給資格不認定通知書(様式第4号)により保護者に通知するものとする。

2 受給者証をき損又は亡失したときは、子ども医療費受給者証再交付申請書(様式第5号)を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

3 第1項の受給者証は、毎年更新するものとし、その期間は7月1日から7月31日までとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(受給者証の提示)

第5条 受給資格者は、医療を受けるときは、医療機関等に受給者証に被保険者証を添えて提示するものとする。

(助成の申請)

第6条 条例第6条第2項に規定する助成の申請は、子ども医療費助成申請書(様式第6号)に医療機関等で発行する医療費を領収したことを証明する書類を添えて申請しなければならない。

(助成額の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査のうえ支払額を決定し、子ども医療費助成金支払通知書(様式第7号)により当該申請者に通知する。

(条例第5条第2項に規定する額等)

第7条の2 条例第5条第2項に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は、令第15条第3項の規定の例による。この場合において、令第15条第3項第2号に該当する場合においては、同号の規定にかかわらず、同項第1号の規定を適用するものとする。

(受給資格の喪失及び受給者証の返還)

第8条 受給資格者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 市に住所を有しなくなったとき。ただし、国民健康保険法第116条の2の規定により、恵庭市が行う国民健康保険の被保険者とされた場合を除く。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 条例第3条各号に該当するに至ったとき。

2 前項の規定に該当するときは、保護者は速やかに子ども医療費受給資格喪失届(様式第8

号)を提出するとともに、受給者証を市長に返還しなければならない。

(変更の届出)

第9条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、子ども医療費受給者住所等変更届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第2条第5号に規定する医療に関する給付を行う保険者に変更があったとき。
- (2) 住所に変更があったとき。
- (3) その他申請事項の内容に変更があったとき。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。
- 2 恵庭市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年規則第6号)は、廃止する。

附 則(昭和53年4月19日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年11月1日から適用する。

附 則(昭和58年4月1日規則第10号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月27日規則第5号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成元年1月8日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月31日規則第8号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月30日規則第12号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月30日規則第1号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年12月28日規則第18号)

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則(平成7年10月9日規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(受給資格の喪失及び受給者証の返還に関する経過措置)

- 2 この規則による改正後の恵庭市乳幼児医療費助成に関する条例施行規則第7条の規定は、平成7年4月1日以後に恵庭市が行う国民健康保険の被保険者とされた乳幼児について適用する。

附 則(平成13年3月30日規則第10号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、改正後の恵庭市乳幼児医療費助成に関する条例施行規則第2条及び第3条の規定は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成14年9月30日規則第30号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成16年6月25日規則第17号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年2月23日規則第6号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月28日規則第32号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月13日規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年8月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年10月30日規則第32号)

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年6月1日規則第28号)

この規則は、平成24年8月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成24年6月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の恵庭市子ども医療費助成に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定による子ども医療費の助成に関し必要な準備行為は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の規則の規定は、施行日以後に診療した医療費に係る助成金の支給について適用し、同日前に診療した医療費に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成28年4月1日規則第42号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 3 第2条の規定による改正後の恵庭市子ども医療費助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後にされた恵庭市子ども医療費助成に関する条例施行規則に基づく決定等に係る審査請求について適用し、施行日前にされた恵庭市子ども医療費助成に関する条例施行規則に基づく決定等に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

第2条に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法

- 1 所得の額

所得の額は、前年の所得(1月から7月までの間にあっては、前前年の所得とする。)とし、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条に定める額とする。

- 2 所得の範囲及び所得の額の計算方法

- (1) 所得の範囲は、児童手当法施行令第2条の規定によるものとする。
(2) 所得の額の計算方法は、児童手当法施行令第3条の規定によるものとする。

様式第1号(第3条関係)

子ども医療費受給資格認定申請書

年 月 日

恵庭市長 様

申請者 住所 恵庭市
 保護者 氏名 印
 電話番号 ー

受給資格の認定及び証の交付を申請します。

なお、必要に応じ、生計維持者及び世帯員の所得、課税状況及び住民登録情報について恵庭市が調査することに同意します。

フリガナ		住所	※上記と同じ場合は記入不要	
受給対象者				
生年月日	年 月 日生			
主たる生計維持者	(受給対象者との続柄)	住所	※上記と同じ場合は記入不要	
加入医療保険	被保険者、組合員又は世帯主の氏名 (受給対象者との続柄)	記号番号		
	(保険者番号) 保険者の名称	取得年月日 所在地	年 月 日	

※資格取得年月日 年 月 日 子どもの医療費受給の兄弟姉妹 あり・なし
 (出生・転入・更新・ひとり親喪失・その他)

受給者証番号	初・課	<input type="checkbox"/> 所得制限超過
--------	-----	---------------------------------

※所得状況

扶養人数	人(うち老人 人)	所得額	円
控除額	円	所得控除後の額	円
住民税	課税・非課税	所得限度額	円

受給資格の認定、並びに受給資格者の交付をして宜しいか。

※ 決 定 年 月 日	年 月 日
-------------	-------

※ 決 定 欄	課 長	主 査	担 当	台 帳 入 力
---------	--------	--------	--------	------------------

注 ※欄は、記入しないでください。

様式第2号（第4条関係）

子ども医療費受給資格者台帳

通番	申請種別	申請年月日	費用区分	受給者氏名	住民番号	保険者番号	保険者名称	保険開始日	有効期間	保護者氏名	住民番号	
受給者 番号	申請事由	決定年月日	課税区分	生年月日	性別	住所	記号番号	保険終了日	被保険者名	生年月日	性別	備考
	決定結果	入力日										

(表)

<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-right: 10px;"> 子 初 子 課 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; flex-grow: 1;"> 子ども医療費受給者証 </div> </div>		★ 受給者証をお送りいたします。 なお、裏面の「注意事項」をよくお読みください。	
		市町村 記号	北-31
受給者	住所		
	氏名		
	生年月日		
有効期間			
発行機関名 及び印	恵庭市	恵庭市長	
交付年月日			

※加入している健康保険が変更になった場合、必ず変更手続きをしてください。

様

(裏)

注 意 事 項	
<p>この受給者証は、医療費助成を受けられる対象者であることを証明するものです。大切に保管してください。</p> <p>1 この受給者証で保険医療機関等において診療を受ける際は、次のとおり一部負担金を支払ってください。</p> <p>○子初の場合 初診に限り医科診療は580円、歯科診療は510円 ただし、小学生及び中学生は入院のみの適用となります。</p> <p>○子課の場合 医科診療、歯科診療について保険内医療費の1割に相当する額 ※1割を負担した額が自己負担月額限度額(入院44,400円)を超えた場合は高額医療費に該当する場合がありますので、お問い合わせください。</p> <p>2 市内で診療を受けるときは、必ず健康保険証(又は組合員証)に添えて、この受給者証を必ず医療機関の窓口へ提出してください。</p> <p>3 市外で診療を受ける際には、この受給者証は使用できません。市外で診療を受けた際には、診療を受けた月の翌日より、下記のものをお持ちになり、市役所医療給付担当または各出張所で助成申請をしてください。 ※必要なものは領収書、受給者証、健康保険証、印鑑及び振込口座の内容です。</p>	<p>4 次の場合には受給資格がなくなりますので、すみやかに返却願います。 ①恵庭市外へ転出したとき(再転入時は新たに申請が必要です。) ②健康保険の資格を喪失したとき ③生活保護を受けるようになったとき ④他の医療助成制度の受給者となったとき ⑤有効期間が終了したとき</p> <p>5 届け出の氏名・居住地・加入している健康保険に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて手続き願います。</p> <p>6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。</p> <p>7 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受けます。</p> <p>問い合わせ先 〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地 恵庭市役所 電話番号(0123)33-3131</p>

様式第4号（第4条関係）

（記号）第 号
年 月 日

様

恵庭市長

子ども医療費受給資格不認定通知書

年 月 日付けで申請されました子ども医療費受給資格申請は、年 月 日までは下記の理由により不認定となりましたのでお知らせします。なお、次の認定期間の資格については、改めて判定を行い、通知いたします。

記

氏 名
住 所
受給者番号
不認定事由

（教示）

- 1 この処分不服があるときは、市長に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。
- 3 不服がある場合は、上記1又は2のいずれも行うことができます。ただし、1の審査請求をした場合は、2の処分の取消しの訴えは、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。ただし、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、1の審査請求の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。

恵庭市役所

電話（0123）33-3131

様式第5号(第4条関係)

子ども医療費受給者証再交付申請書

年 月 日

恵庭市長 様

申請者 住 所 恵庭市
保護者 氏 名 印
電話番号 ー

下記の理由により、子ども医療費受給者証の再交付を申請します。

記

受給者	氏 名		受給者番号 北-31	
	生年月日	. . / . . / . .		
	住 所	恵庭市		
再交付の理由	1 破損した 2 汚損した 3 紛失した 4 その他			

※決定欄	1 上記申請内容を審査の結果、適当と認められるので受給者証を再交付します。 2 次の理由により上記申請を却下します。			
	却下理由			
	課長	主査	担当	証交付
				年 月 日

注 ※欄は、記入しないでください。

申請者は、押印に代えて署名することができます。

様式第6号(第6条関係)

子ども医療費助成申請書

恵庭市長様

下記のとおり証拠書類をそえて申請します。

	申請日	年 月 日
申請者 (保護者)	住 所 恵庭市	
	氏 名	印
	※口座名義人と同じ方	
	電話番号	—

受 給 者	受給者証	記号	北-31	番号			
	氏 名				生年月日	年 月 日	
加入医療保険	保険者名 (保険者番号)	()	記号 番 号		被保険 者名		
医療を受けた病院等		別紙領収書のとおり					
診 療 の 内 容		入院・入院外 の別	・入院 ・入院外	療養の期間	自 至	年 月 日	年 月 日
療養に要した費用		円					
助成金の 受領方法	口座振込	フリガナ				普通・当座・貯蓄	
		口座名義人 ※申請者と同じ 方名義の口座					
	振込先 金融機関名	銀行 信用(金庫・組合) 農協	本店 支店 出張所	店番号	口 座 番 号		

※申請者は、押印に代えて署名することができます。

※決定額	支払額A	円	負担区分 課・初
	高額療養費等B	円	
	一部負担金C (初診時一部負担金)	円	
	支給決定額A-B-C	円	
	備考		

助成申請に基づき上記のとおり支給してよろしいか。

決 裁	課長	主査	担当

様式第7号（第7条関係）

（記号）第 号

年 月 日

様

恵庭市長

子ども医療費助成金支払通知書

申請のありました医療費助成金につきまして下記のとおり決定しましたので通知します。

受給者番号	
受給者氏名	
交付決定額	
振込日	
振込口座	

助成額内訳

診療月	種別	入外	医療機関名称	自己負担額	食事療養費	高額療養等	一部負担金	助成決定額
合計								

（教示）

- この処分に不服があるときは、市長に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- また、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。
- 不服がある場合は、上記1又は2のいずれも行うことができます。ただし、1の審査請求をした場合は、2の処分の取消しの訴えは、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。ただし、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、1の審査請求の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。

お問合せ先 恵庭市役所 33-3131

様式第8号（第8条関係）

子ども医療費受給資格喪失届

年 月 日

恵庭市長 様

申請者 住 所 恵庭市

氏 名 印

受給者との続柄

電話番号

下記の理由により、子ども医療費受給資格が喪失しましたので、届出します。

記

受給者	氏 名		受給者番号	
	生年月日			
	住 所	恵庭市		
資格喪失の理由	1. 他の市長村へ転出 2. 重度心身障害者 ・ ひとり親家庭等医療費受給開始 3. 生活保護の受給開始 4. 死亡 5. その他 () 発生年月日 年 月 日			

※決定欄	上記の届出により、資格喪失の決定をする。					
	課 長	主 査	担 当	台帳記入	決定年月日	年 月 日
						証回収 <input type="checkbox"/>

注 ※欄は、記入しないでください。

様式第9号(第9条関係)

子ども医療費受給者住所等変更届

年 月 日

恵庭市長 様

申請者 住 所 恵庭市
氏 名 印
電 話 番 号 ー

下記のとおり(住所、氏名、生計維持者、保険者)に変更がありましたので、届出します。

記

受給者氏名			受給者番号	
生年月日	. . / . . / . . .			
住 所	新	恵庭市		変更 年 月 日
	旧	恵庭市		
氏 名	新			変更 年 月 日
	旧			
保 険 者	新	(保険者番号)	()	変更 年 月 日
	旧	保 険 者 名	()	
	新	記 号 番 号		
	旧			
	新	被 保 険 者 (世帯主) の氏名		
	旧			

※ 決 定 欄	上記の届出により次のとおり決定する。			決定年月日	年 月 日
	決 裁	課 長	主 査	担 当	台帳記入
					証訂正 <input type="checkbox"/> 証回収し交付 <input type="checkbox"/>

注 ※欄は、記入しないでください。

申請者は、押印に代えて署名することができます。

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第4条関係)

様式第5号(第4条関係)

様式第6号(第6条関係)

様式第7号(第7条関係)

様式第8号(第8条関係)

様式第9号(第9条関係)